

# 条例の改正に伴う旧・新対照表

- 災害派遣手当等に関する条例 ..... 1
- 舞鶴市火災予防条例 ..... 2
- 舞鶴市手数料条例 ..... 10
- 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ..... 11

災害派遣手当等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第2条 災害派遣手当等は、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員、国民保護法第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員(以下「災害派遣職員等」という。)が、住所又は居所を離れて舞鶴市内に滞在することを要する場合に限り支給するものとし、その額は、滞在した期間及び施設利用の区分に応じ、別表に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第2条 災害派遣手当等は、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員、国民保護法第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員(以下「災害派遣職員等」という。)が、住所又は居所を離れて舞鶴市内に滞在することを要する場合に限り支給するものとし、その額は、滞在した期間及び施設利用の区分に応じ、別表に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧	新
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)から(19)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>その筐体</u>は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)から(19)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>

旧	新
<p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)から(12)まで (略) (13) 蓄電池設備  (14)及び(15) (略)</p>	<p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの)であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。<u>この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの)を除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)から(12)まで (略) (13) 蓄電池設備(<u>蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u> (14)及び(15) (略)</p>

旧											新																			
別表第3(第3条、第18条関係)											別表第3(第3条、第18条関係)																			
種類						離隔距離 (cm)					備考	種類						離隔距離 (cm)					備考							
						入力	上 方	側 方	前 方	後 方								入力	上 方	側 方	前 方	後 方								
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	パ ー ナ ー が 隠 ぺ い	強 制 対 流 型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1:風道 を使用 するも のにあ っては 15cmと する。 注2:ダク ト接続 型以外 の場合 にあっ ては 100cm とす る。	温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	パ ー ナ ー が 隠 ぺ い	強 制 対 流 型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1:風道 を使用 するも のにあ っては 15cmと する。 注2:ダク ト接続 型以外 の場合 にあっ ては 100cm とす る。							
						液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前								26kW以下	100	15	150	15		注1	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kWを超え70	100	15	100	15
										温風を全								26kW以下	100	150	150	150				26kWを超え70	100	15	100	15
										周方向に								26kW以下	100	150	150	150				温風を全	26kW以下	100	150	150
						密閉式	強 制 給 排 気 型	26kW以下	60	10								100	10	強 制 排 気 型	26kW以下	60		10	100	10				
26kW以下	60	10	100	10	密閉式			強 制 給 排 気 型	26kW以下	60	10	100	10																	
不 燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前	70kW以下	80	5	—	5	不 燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前	70kW以下	80	5	—	5													

旧										新															
				型	温風を全 周方向に 吹き出す もの	26kW以下	80	150	—	150					型	温風を全 周方向に 吹き出す もの	26kW以下	80	150	—	150				
					強制排気 型	26kW以下	50	5	—	5						強制排気 型	26kW以下	50	5	—	5				
				密閉式	強制給排 気型	26kW以下	50	5	—	5					密閉式	強制給排 気型	26kW以下	50	5	—	5				
				上記に分類されないもの		—	100	60	60	60					上記に分類されないもの		—	100	60	60	60				
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15	注：機器 本体方 側の又 は後の 隔離示 す。	厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15	注：機器 本体方 側の又 は後の 隔離示 す。				
				据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15	注				据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15	注					
		不 燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ	14kW以下	80	0	—	0				不 燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ	14kW以下	80	0	—	0					

旧										新										
				んろ・グリドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ																
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0											
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200											
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100											
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50											
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	フードを 付けない 場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5											
				フードを 付ける場 合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5											
				んろ・グリドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ																
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0											
	固 体 燃 料	不 燃 以 外		炭火焼き器	—	100	50	50	50											
		不 燃 以 外		炭火焼き器	—	80	30	—	30											
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200											
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100											
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50											

旧				新				
不燃	半密閉式	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15		
		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5	
フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
			12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
ボイラ	開放式	満のものを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
	半密閉式		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		



旧							新																		
				kW以下																					
				12kW以下	20	1.5	—	1.5																	
				上記に分類されないもの	23kWを超える	120	45	150	45																
					23kW以下	120	30	100	30																
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0																		
			10kW以下	0	0	—	0																		
				付ける場合																					
														液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下	70	60	15	15	15				
																12kW以下	40	4.5	15	4.5					
														液体燃料	不燃	12kWを超え70kW以下	70	50	5	—	5				
12kW以下	20	1.5	—	1.5																					
上記に分類されないもの			23kWを超える	120	45	150	45																		
			23kW以下	120	30	100	30																		
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0																		
			10kW以下	0	0	—	0																		
備考																									
<p>1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>																									
備考																									
<p>1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>																									
改正附則																									
(施行期日)																									
1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。																									

旧	新
	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の舞鶴市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。</p>

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧			新		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務		金額	手数料を徴収する事務		金額
(49)	道路幅員に関する証明	1件につき 1,100円	(49)	道路幅員に関する証明	1件につき 1,100円
(50)	(略)	(略)	(50)	地籍調査の結果に関する証明	1件につき 400円
(51)	(略)	(略)	(51)	(略)	(略)
(52)	(略)	(略)	(52)	(略)	(略)
(53)	(略)	(略)	(53)	(略)	(略)
(54)	(略)	(略)	(54)	(略)	(略)
(55)	(略)	(略)	(55)	(略)	(略)
			(56)	(略)	(略)
			<p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>